

KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 43 | September 2018



ケルビンチアヤンゴンは 1995 年よりミャンマーで活動しており、現在、ヤンゴン及びマンダレイにオフィスを開設しています。ケルビンチアヤンゴンは、急速に変化するミャンマーのビジネス分野での法律や規制に豊富な経験と高い専門性を有しており、ミャンマーにおいてアドバイスを求める方々に選ばれる法律事務所となっています。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |
Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road |
Botahtaung Township | Yangon,
Myanmar

Pyi Gyi Tagon Room, 1st Floor, Noble
Mingalar Hotel | Corner of 73rd Street
and Ngu Shwe War Street | Chan Mya
Thar Zi Township | Mandalay,
Myanmar

csg@kcyangon.com

www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

コンドミニアム法の実施に向けた前進：コンドミニアムの登録機関が選定される

2018 年 9 月 14 日、ミャンマー建設省 (Ministry of Construction) は通知 227/2018 (以下、「本件通知」といいます。) を交付しました。本件通知により、コンドミニアムの登録に関する登録機関の選定がなされ、それぞれの地域・州にコンドミニアム登録事務所の設置が公表されました。具体的には、都市・住宅開発局 (Department of Urban and Housing Development, 以下「DUHD」といいます。) により、ネピドーをはじめ、12 の地域・州に 12 の登録機関が選定されました。本件通知では、バゴ地域・マグウェイ地域及びカチン州には登録機関が設置されていない点に留意する必要があります。

コンドミニアム法では、当該登録機関が登録及びコンドミニアムのユニット譲渡の権限を有し、コンドミニアムやその土地に関する権利証や契約書の登録事務所としての機能を有しています。

もともと、登録機関が選定され、コンドミニアム登録事務所が設立された一方で、登録機関及びコンドミニアム登録事務所全体を監督する役割を担い、法的必要機関である管理委員会 (Management Committee) が未設置の状態です。DUHD によると、管理委員会の創設時期は未定とのことです。管理委員会が創設されると、コンドミニアム法の運用に必要な全機関が揃うこととなります。そして、コンドミニアム関連の対象プロジェクトが登録可能となり、コンドミニアム法の適用を受けることとなります。

弊所はコンドミニアム法に関するセミナーを 3 月に開催いたしました。コンドミニアム法の運用に関して大きな関心が寄せられている昨今、本件通知は不動産関連の投資家にとっては歓迎すべき事柄であるといえます。



Cheah Swee Gim
Director
Kelvin Chia Yangon |
Senior Partner
Kelvin Chia Partnership
csg@kcyangon.com



Pedro Jose F. Bernardo
Principal Foreign Attorney
Kelvin Chia Yangon | Partner
Kelvin Chia Partnership
pedro.bernardo@kcpartnership.com